

〇〇様邸 新築工事

保 証 書

引渡日 平成 年 月 日

株式会社 水谷建設工業

(株)水谷建設工業 保証基準

I 構造躯体(防水含む)

適用項目		保証期間	適用除外
部	位		
〇〇様 邸 新築工事	有筋基礎部分	10年 延長10年 *1	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリートの材質的な収縮に起因する構造上特に差し支えない巾0.5mm未満の亀裂 ・地盤調査の結果に基づく必要な基礎補強又は地盤改良等を当社の施工で行わなかった場合には基礎に関わる保証は適用されません。 ・材質的な収縮に起因する構造上特に差し支えない亀裂
	梁、剛床・柱、小屋	<ul style="list-style-type: none"> ・構造強度に影響を及ぼす著しい変形及び破損 	
防水	屋根及び庇、建物一体型の防水バルコニー 外壁、外壁開口部の取合い部	10年 延長10年 *1	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内への雨漏りに限ります ・台風、暴風雨等の強風時の外壁開口部(窓、換気口等)からの一時的な漏水 ・枯れ葉等の異物の詰まりによるもの ・家具、調度等の汚損 ・防水バルコニーの機能上支障なき水溜まり
<p>*1 延長保証は引渡後10年目に以下の有料メンテナンス工事を当社施工により実施していただきます。</p> <p>但しお客様が有料メンテナンス工事をご辞退された場合は構造躯体の保証は10年で終了となります。</p> <p>① バルコニー部分及びその他の防水施工箇所の再施工</p> <p>② 外部吹き付け・塗装工事</p> <p>③ 外部シーリング工事(窓回り、ALC目地)</p> <p>④ その他</p> <p>「住宅設備機器など製造メーカー取扱説明書」に示された住まい方、取扱い方、メンテナンス方法によらない場合、または通常の住まい方と異なる使用、並びに維持管理不十分に起因する場合。</p>			
<p>(注)上記表における著しいとは本来持つべき機能を有しない場合、又は処理を行わないと安全性が損なわれると思われる程度を言う。</p>			

II 構造躯体以外(下地、仕上、付属部品、設備)

適用項目		保証期間	適用除外	
部位	保証内容			
基礎	基礎仕上材 防湿基礎の内部土間・仕上材	2年	・巾0.5mm未満の亀裂 ・白華(別途、注釈あり) ・基礎巾木モルタル部の吸水によるしみ変色	
床	主要構造部以外の コンクリート部分(内 外土間コンクリート、 ポーチ、テラス等) タイル、煉瓦、石等 仕上材	2年	・巾1.0ミリ未満の亀裂 ・巾1.0ミリ未満の目地切れ ・白華(別途、注釈あり)	
	室内床・階段の下 地及び仕上材		・設計時に予想しなかった重量物設置に起因するもの及び過度の暖房による収縮乾燥、結露 ・機能上さしつかえないもの	
内壁	室内壁の下地	2年	・強度上又は機能上影響のない亀裂及び過度の暖房による収縮乾燥、結露 ・重量物設置に起因するもの ・和室などのジュラク塗壁のきわ部の軽微なチリ切れ ・クロスなどの素材製品の特質による軽微な隙間	
	室内壁の仕上材、 造作材			
	クロス壁紙等仕上 材			
天井	下地材	2年	・強度上又は機能上影響のない亀裂及び過度の暖房による収縮乾燥、結露 ・重量物設置に起因するもの ・クロスなどの素材製品の特質による軽微な隙間	
	仕上材、造作材			
	クロス壁紙等仕上 材			
	仕上材の変退色の著しいもの			
外壁	下地材	2年	・強度上、機能上影響のない亀裂及び過度の暖房による収縮乾燥、結露 1. 巾 1.0mm未満の亀裂 2. 強度上、機能上支障のない変形、割れ 3. 巾 1.0mm未満の目地切 4. 下地が見える場合に限りです	
	仕上材			1. モルタル塗りの亀裂
				2. ALC等の変形、 割れの著しいもの
				3. タイルの割れはがれ
		4. 羽目板の反り		
	5. ALCのシーリングの 顕著な亀裂・はがれ	10年	5. 機能上支障のない亀裂・はがれ、美観上の 汚れ	
屋根庇	屋根葺材及び水切、 雨押等下地材	2年	・設計積雪量30cmを超える積雪に起因するもの ・陶器瓦の表面の細かいひび割れ ・藻の発生ならびに藻に起因するもの	
樋	軒樋・堅樋 樋受金物	2年	・設計積雪量30cmを超える積雪、凍結、落葉、 鳥の巣等の異物つまりによるもの ・大雨の際のオーバーフロー(溢れ出し) ・伸縮継手部からの雨だれ ・樋の変退色	

適用項目		保証内容	保証期間	適用除外
部	位			
外部金物	外部金物、外部造作材(面格子、手摺換気口、外部付属品等)	・変形、破損、取付不調	2年	・設計積雪量30cmを超える積雪に起因するもの
建具	外部建具(サッシ、金属製扉、木製扉等、及び付属部品)	・反り、変形、建付不良、作動不良 ・部品の故障	2年	・作動に影響を及ぼさない反り、雨、日照による変退色 ・暴風雨、豪雨などによる建具からの一時的な雨水の浸入 ・ガラスの破損
	内部建具(木製ドア、和室建具等及び付属品)			・作動に影響を及ぼさない反り ・ガラス、襖紙、障子紙の破損 ・過度の暖房によるもの
塗装	外部塗装(金属、木部等)吹付仕上面	・錆、塗装のはがれ、白華、亀裂の著しいもの	2年	・日常歩行による磨耗 ・塗装面の変退色、変形
	内部塗装			
断熱防露	床・壁・天井の断熱防露工事を行った部分	・水蒸気の発生がない暖房器具の通常の使用時による結露水のしたたり	2年	・地域特性、立地条件、換気不足、水蒸気を発生させるような住い方によるもの ・サッシ、ガラスの結露によるもの ・浴室、トイレ、洗面所、収納室、玄関、階段室などの非採暖室等の結露 ・換気設備を設置していない納戸、物置、倉庫、車庫、地下室等の結露
給排水設備	給水管	・水漏れ、破損	2年	・凍結による水漏れ、破損、異物のつまりによる排水不良、パッキング等消耗部分による作動不良 ・水道の供給主体もしくは製造メーカーの定めがある場合はそれによる
	給水栓	・作動不良、取付不調		
	排水管・トラップ	・水漏れ、排水不良		
電気設備	分電盤	・破損、作動不良	2年	・管球、電池等の消耗品 ・電力等供給会社の責任によるもの ・製造メーカーの定めがある場合はそれによる
	配線	・破損、結線不良		
	スイッチ コンセント	・作動不良、取付不調		
	照明器具 インターホン	・作動不良、取付不調		
給排気設備	換気扇・換気口 レンジフード	・破損、作動不良、取付不調	2年	・風による異音 ・ゴミ、埃、煤、油汚れによるもの
ガス設備	ガス配管	・破損	*	* 担当ガス会社保証基準によるものとします
	ガス栓	・破損、取付不調		
	ガス風呂釜 湯沸器	・破損、作動不良、取付不調	2年	・電球、電池、パッキング等の消耗品及び凍結取扱いの不備によるもの ・製造メーカーの定めがある場合はそれによる

適用項目		保証期間	適用除外
部位	保証内容		
厨房設備	厨房設備	2年	<ul style="list-style-type: none"> 凍結による水漏れ、破損、異物のつまりによる排水不良、パッキング等消耗部分による作動不良 製造メーカーの定めがある場合はそれによる 排水口への油捨てなどの異物つまり
衛生設備	衛生設備	2年	<ul style="list-style-type: none"> 凍結による水漏れ、破損 パッキング等消耗部分による作動不良、漏水 製造メーカーの定めがある場合はそれによる 紙などの異物つまりによる排水不良
浴室設備	浴室設備	2年	<ul style="list-style-type: none"> 異物のつまりによるもの 製造メーカーの定めがある場合はそれによる
冷暖房設備	配管、配線	2年	<ul style="list-style-type: none"> 製造メーカーの定めがある場合はそれによる
	機器		
雑工事	外部 ぬれ縁、パーゴラ、バルコニー、外部階段等	2年	<ul style="list-style-type: none"> 木部の乾燥収縮による、機能上さしつかえのない反り、ひび割れ及び変退色 設計時に予想しなかった重量物設置に起因するもの 設計積雪量を超える積雪に起因するもの
	内部 造り付け家具、手摺等		
インテリア	照明	2年	<ul style="list-style-type: none"> 電球、ランプ類、電池又はイスの張り地、コード類などの消耗品 お買上げ後の取付場所の移設、輸送、落下などによる故障及び損傷 経年変化に伴う摩擦、カビ、変質、変色

(注) 上記表における「著しい」とは本来持つべき機能を有しない場合、又は顕著なヒビ割れ、反り、変形、又は通常修理が必要と思われる程度を言う。表中の「白華」とは、セメントが硬化する際に生成された水酸化石灰と大気中の炭酸ガスが化合して出来た炭酸カルシウムが外部に流出して表面を白くさせる現象を言う。